

令和 4 年度 第 1 回南部町介護保険運営協議会

報告事項 5

介護サービス事業者に対する指導等について

日時 令和 4 年11月10日（木） 午後 6 時

場所 南部町健康センター 集団指導室

南部町介護保険運営協議会

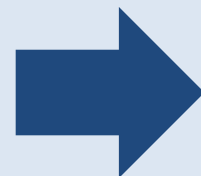
【南部町】 実地指導等の状況

1

指導とは

指導の目的

- 1 利用者の権利保護
- 2 サービスの質の確保と向上



定期的実施

● 集団指導

講義方式等で行い、主に①介護保険制度の説明 ②介護保険法の趣旨・周知・理解の促進 ③介護報酬請求に係る過誤・不正防止の講習を行う

● 実地指導

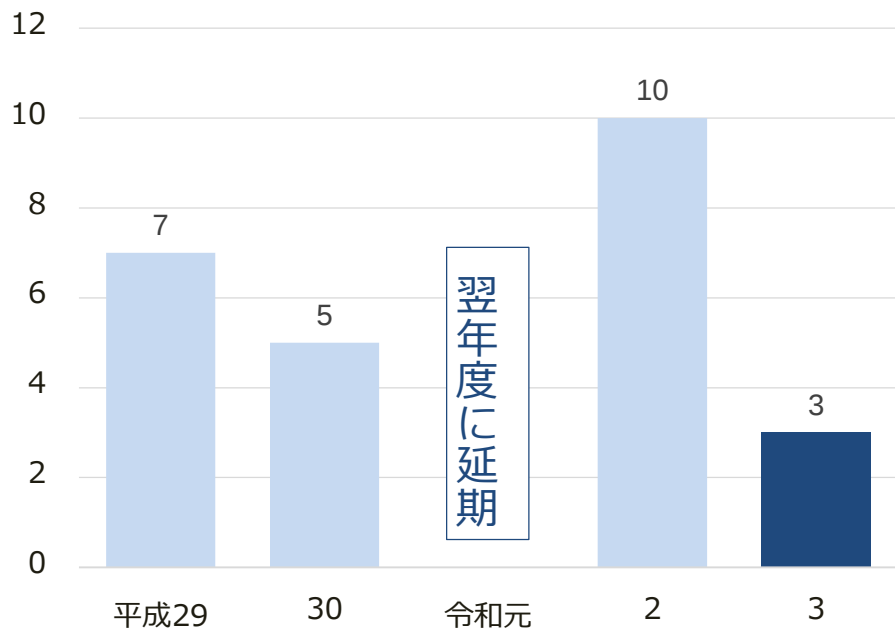
行政の担当者が事業所を訪問し、関係書類の閲覧やヒアリングなどを実施し、運営・人員基準や介護報酬の請求が適正に行われているか確認を行う

(1) 令和3年度介護事業所に対する指導

令和3年度は、地域密着型サービスは3事業所、居宅介護支援事業所等も3事業所の計6事業所の実地指導を行いました。終了後は、各事業所へ指導結果を文書で通知し、必要に応じ「改善結果報告書」（給付費等の返還が生じる場合は、「自主点検結果報告書」）の提出を求めました。

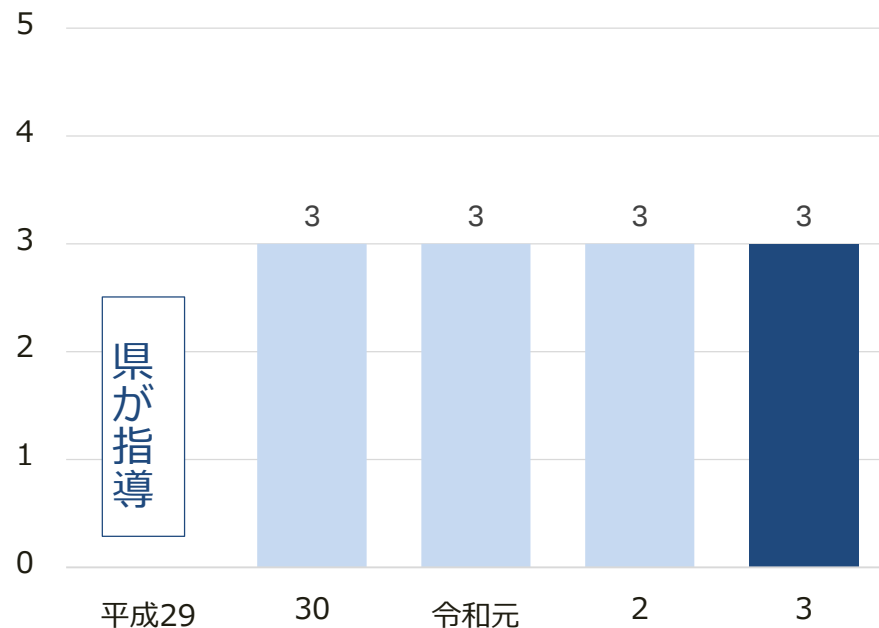
地域密着型サービス 実地指導事業所数

(事業所)



居宅介護支援事業所等 実地指導事業所数

(事業所)



令和3年度介護事業所に対する実地指導の結果 【地域密着型サービス】

- 指摘事項 指導後に改善内容を確認する必要がある事項
- 助言事項 違反は認められないが、改善することが望ましい事項
- 評価される事項 評価できる取り組みであり、他事業所の参考になる事項

(単位：件)

	指摘事項	助言事項	評価される事項
人員基準	1	4	0
設備基準	0	0	0
運営基準	5	10	2
介護報酬	1	4	0
計	7	18	2

令和3年度介護事業所に対する実地指導の結果

【居宅介護支援事業所等】

- 指摘事項 指導後に改善内容を確認する必要がある事項
- 助言事項 違反は認められないが、改善することが望ましい事項
- 評価される事項 評価できる取り組みであり、他事業所の参考になる事項

(単位：件)

	指摘事項	助言事項	評価される事項
人員基準	1	1	0
設備基準	0	0	0
運営基準	5	7	0
介護報酬	4	3	0
計	10	11	0

主な指摘事項・評価される事項

主な指摘事項

- 人員基準

従業員の員数（勤務実績表を作成していない）

- 運営基準

内容及び手続きの説明及び同意（記載内容が現状と異なっている）

協力医療機関（協力医療機関との協定書等がない）

- 介護報酬

医療連携体制加算（要件を満たすことを明確に確認できる様式を検討すること）

評価される事項

- 運営基準

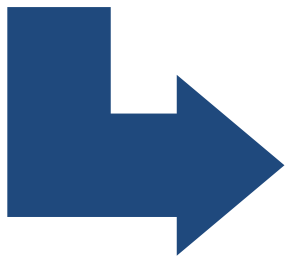
勤務体制の確保等（職員会議を活用し、研修・委員会の内容を共有している）

(2) 令和3年度業務管理体制に関する確認検査

- 平成20年介護保険法改正により、介護サービス事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられている（介護保険法第115条の32）
- 業務管理体制とは、不正事案の再発防止の観点から、事業者が関係法令等を遵守して、適正な運営を行う組織としての仕組み
- 整備すべき業務管理体制の内容は、指定を受けている事業所の数に応じ定められて、事業者はその内容を関係行政機関に届け出る必要がある

事業所の運営は、

業務管理体制が整備され、**法令を遵守**していることが前提



令和3年度は、地域密着型サービスのみを行う事業者で、町内にのみ所在する3事業者に、一般検査（報告書の提出）を実施し、「関係法令等の遵守」と「事業の適正な運営」を依頼

(3) 令和4年度介護サービス事業所に対する指導

社会保障審議会（介護保険部会）

介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運営指針を踏まえた、
実地指導マニュアルの改訂



更なる標準化・効率化に資する取り組みを推進

介護保険施設等指導指針

- 1 介護サービスの実施状況指導
- 2 最低基準等運営体制指導
- 3 報酬請求指導

実地指導の名称を
「運営指導」に改める

介護サービス事業所に対する運営指導方針

- 介護給付等対象サービスの取扱いや介護報酬の請求に関する周知の徹底を図ることにより介護保険事業所を支援
- 自ら基準等を守り適正かつ質の高いサービスを提供することができるよう、介護保険事業所の育成を図る

地域密着型サービス事業所

- 1 集団指導（講義方式）**
令和4年8月、令和5年3月
- 2 運営指導**
令和4年11月～令和5年1月

居宅介護支援事業所等

- 1 集団指導（講義方式）**
令和5年3月
- 2 運営指導**
令和4年10月～令和5年1月



国の介護保険施設等指針及び運営指導
マニュアルに基づき、実施する

①介護サービスの実施状況指導 ②最低基準等運営体制指導 ③報酬請求指導

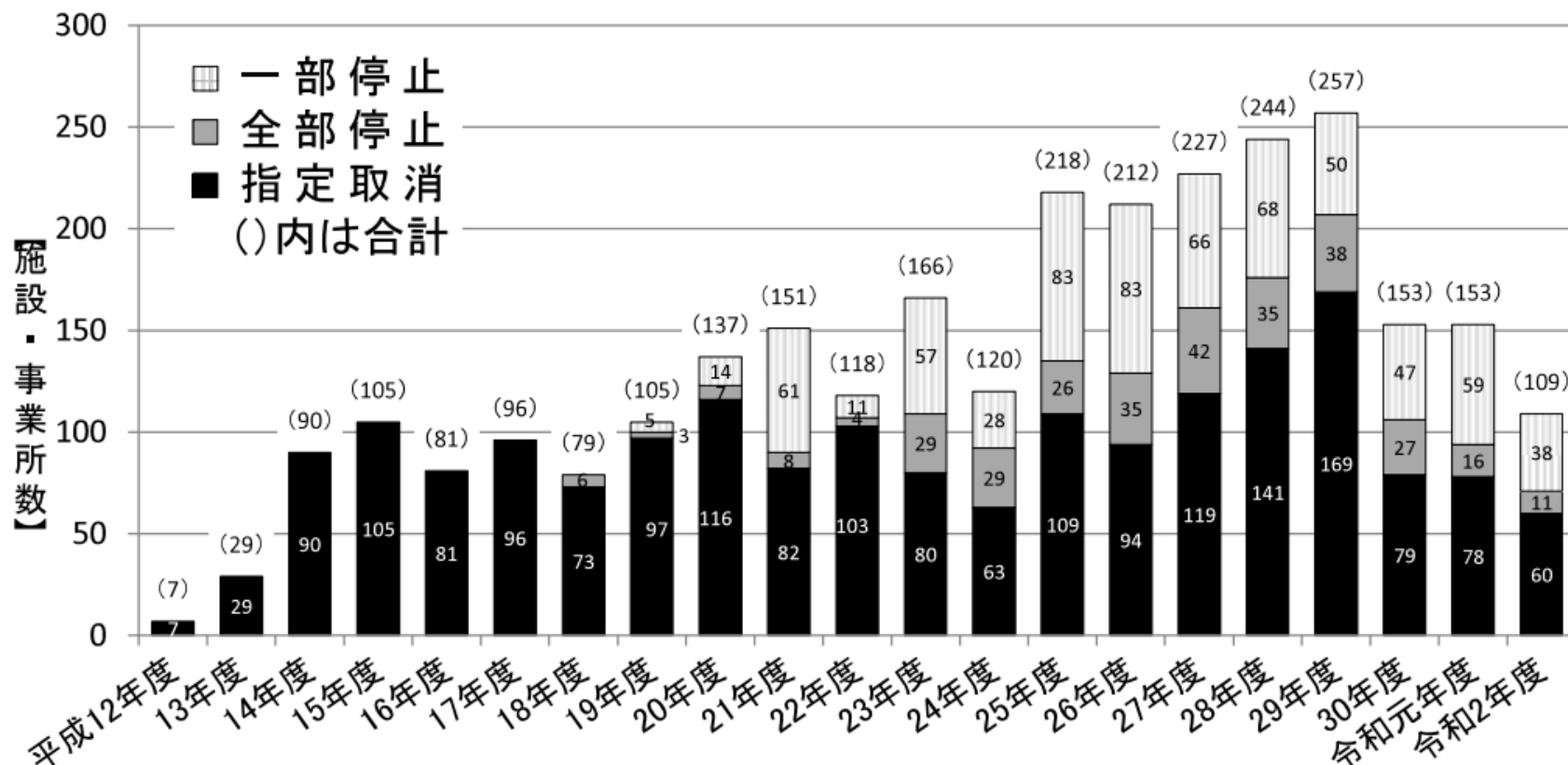
【参考資料】 指導・監査結果

2

出典：全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（令和4年3月）

指定取消・効力の停止のあった介護保険施設・事業所等 【年度別】（平成12年度～令和2年度）

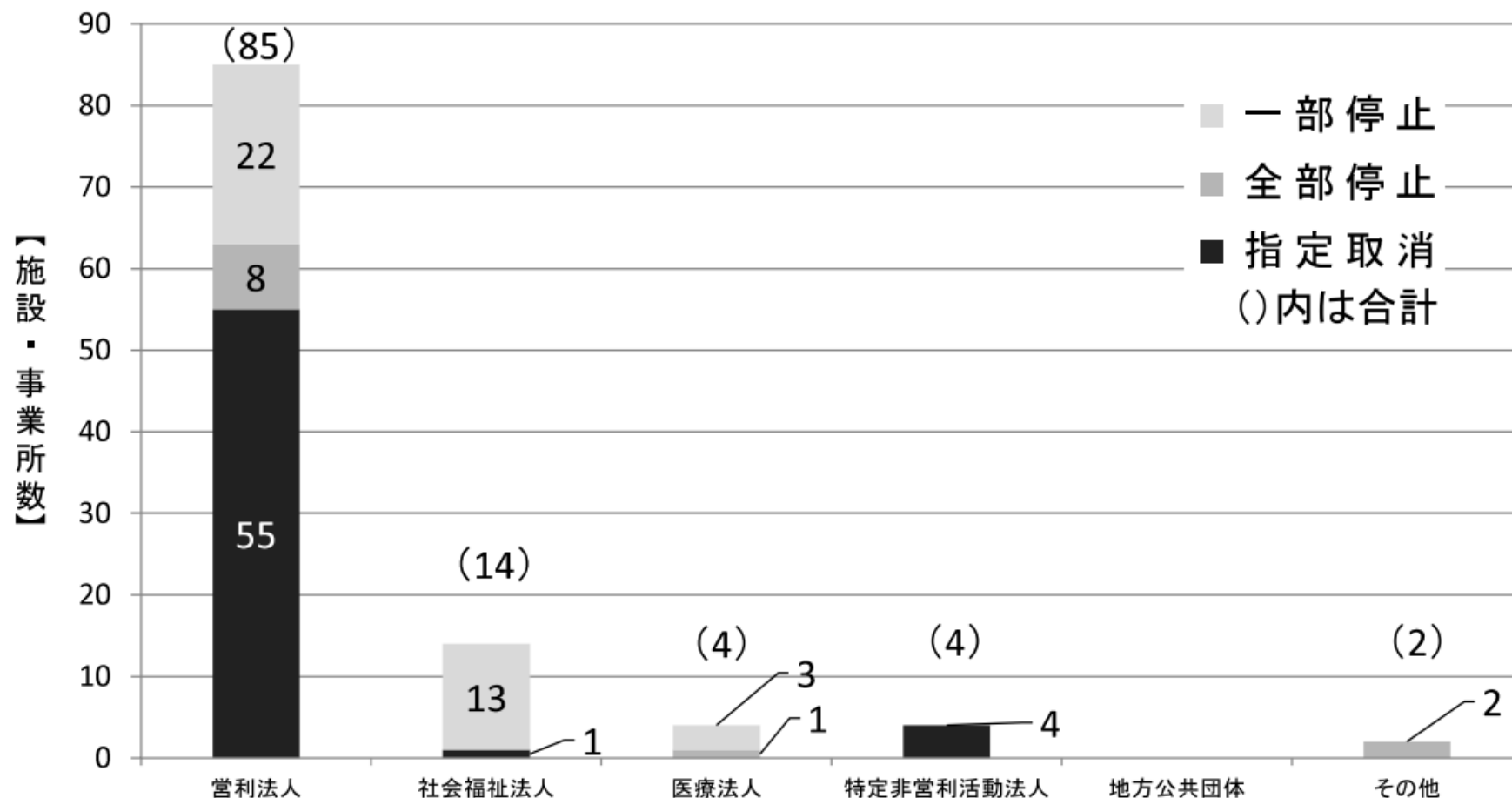
指定取消・効力の停止処分のあった施設・事業所数（合計）：2,857事業所



- 注：1) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
 2) 平成27年度以降には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。
 3) 効力の停止処分は、平成18年度から施行された。

指定取消・効力の停止のあった介護保険施設・事業所等 【法人種類別】（令和２年度）

指定取消・効力の停止処分のあった施設・事業所数（合計）：109事業所

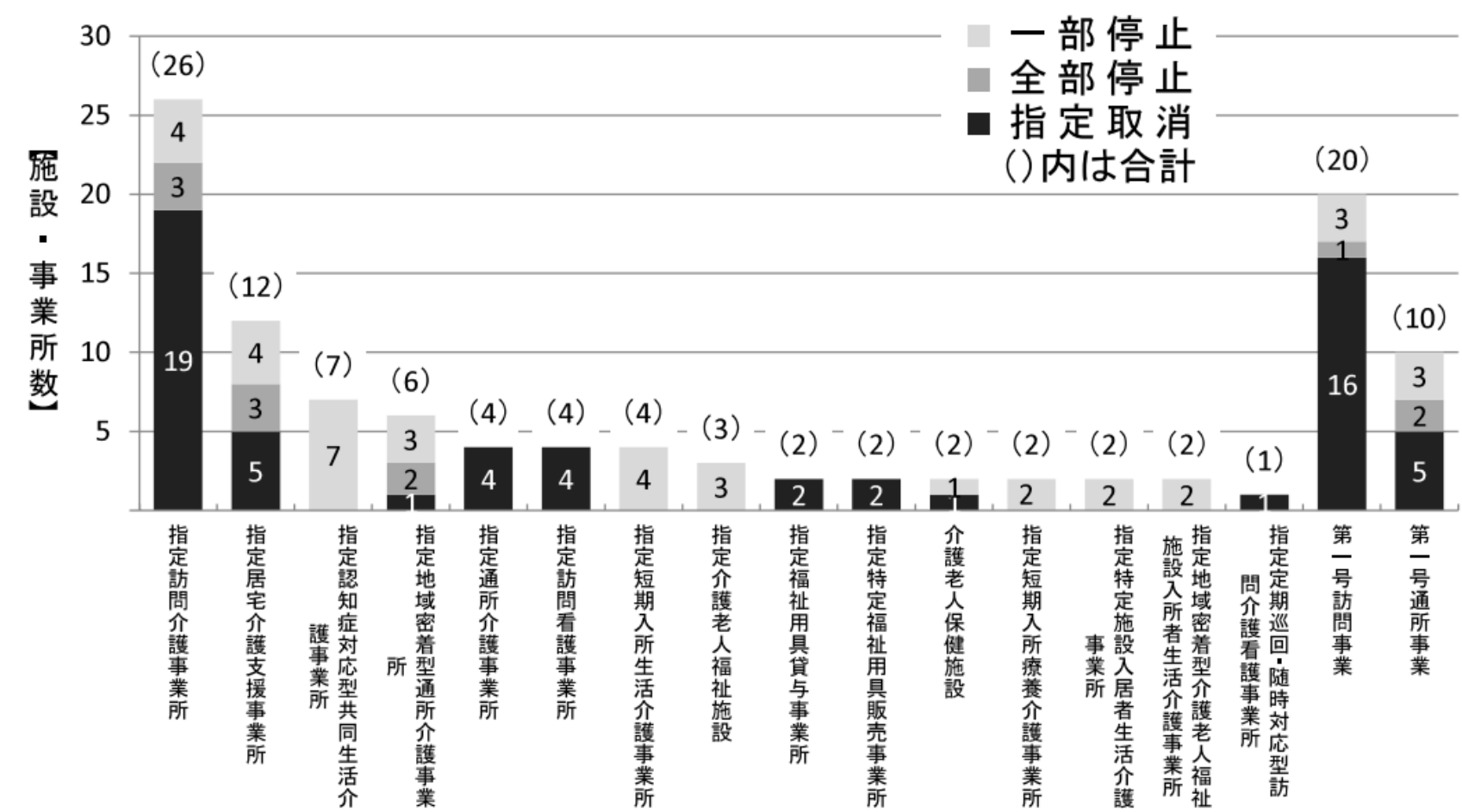


注：件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。

出典：全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（令和４年３月）

指定取消・効力の停止のあった介護保険施設・事業所等 【サービス別】（令和2年度）

指定取消・効力の停止処分のあった施設・事業所数（合計）：109事業所

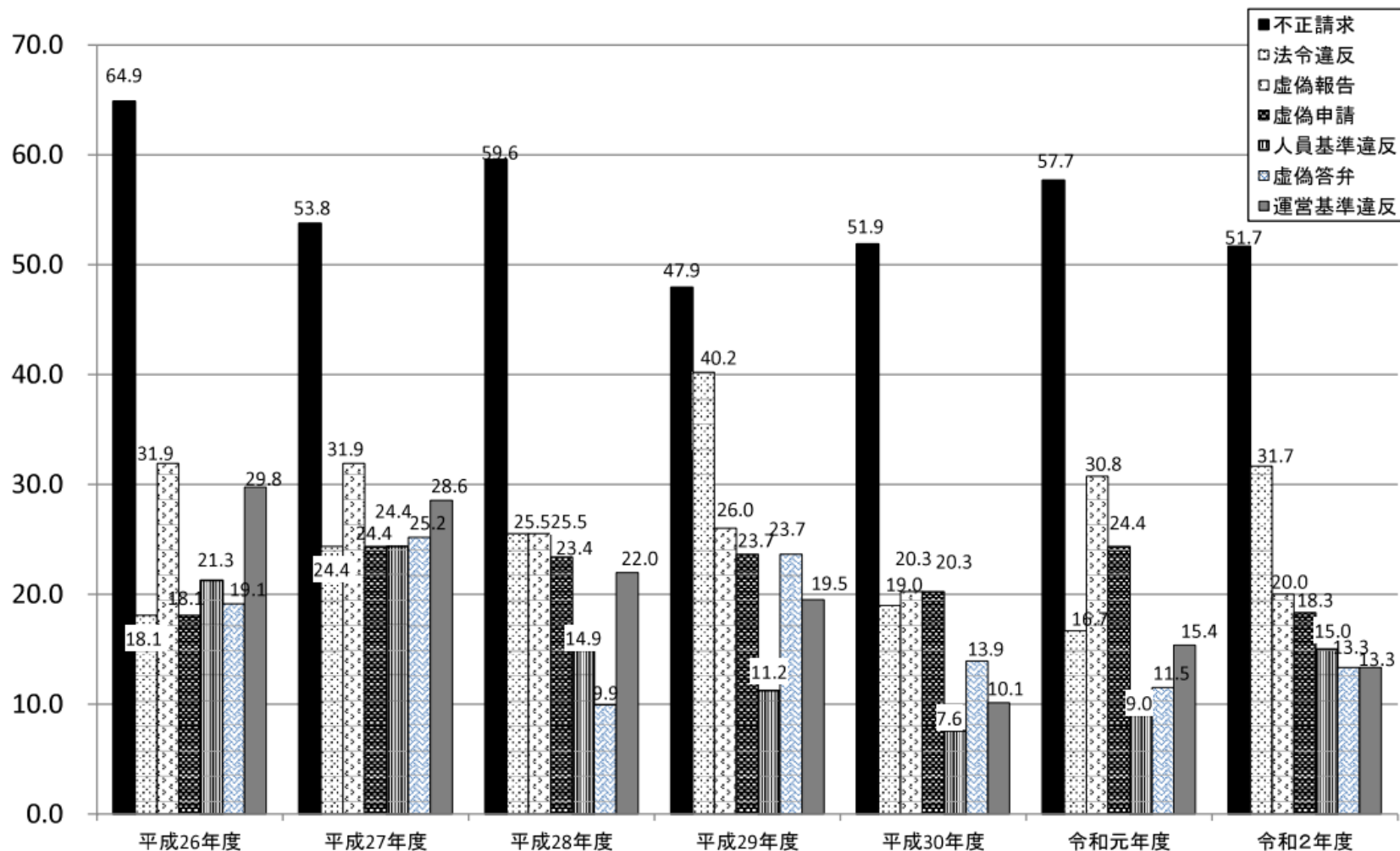


注：1) 各サービス毎の件数には、介護予防サービス分を含む。
2) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。

出典：全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（令和4年3月）

主な指定取消事由の年次推移

【年度別】（平成26年度～令和2年度）



注：1) 各年度の指定取消件数を100としたときの割合である。

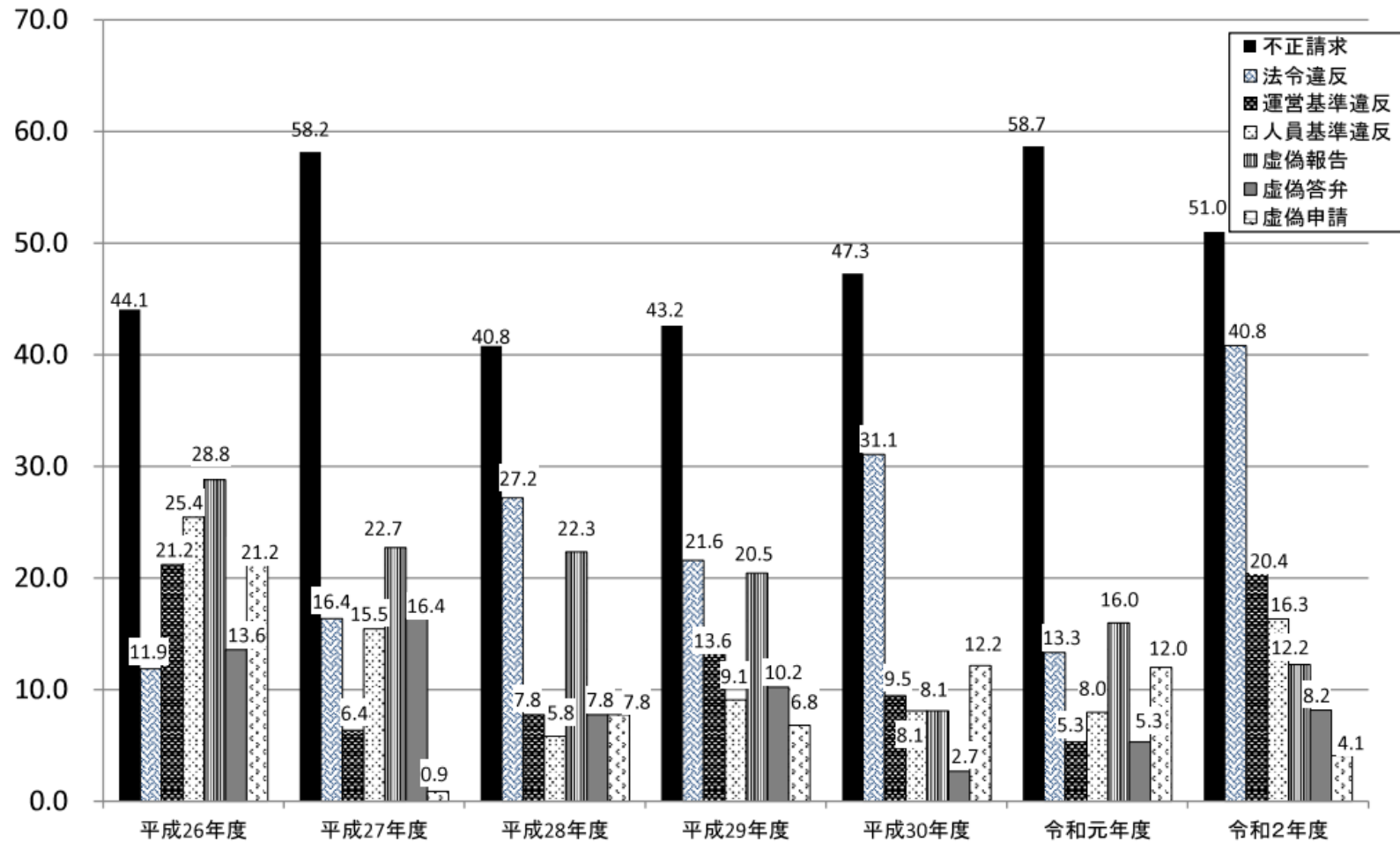
2) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。

3) 平成27年度以降の件数には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。

出典：全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（令和4年3月）

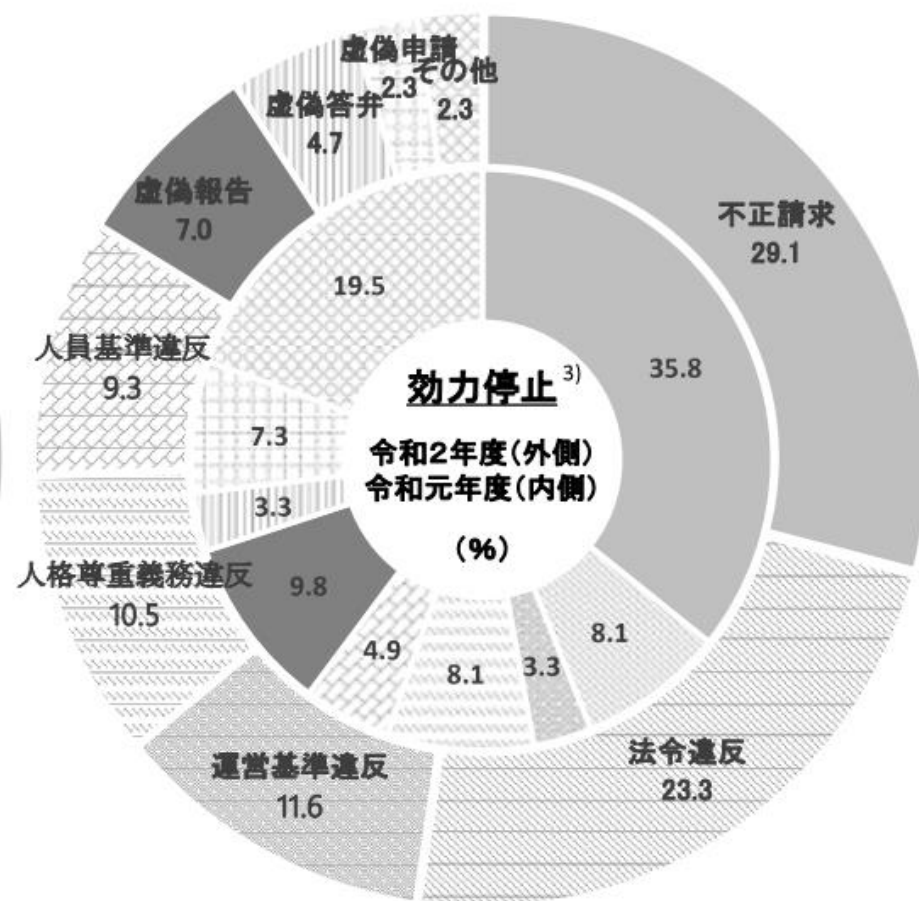
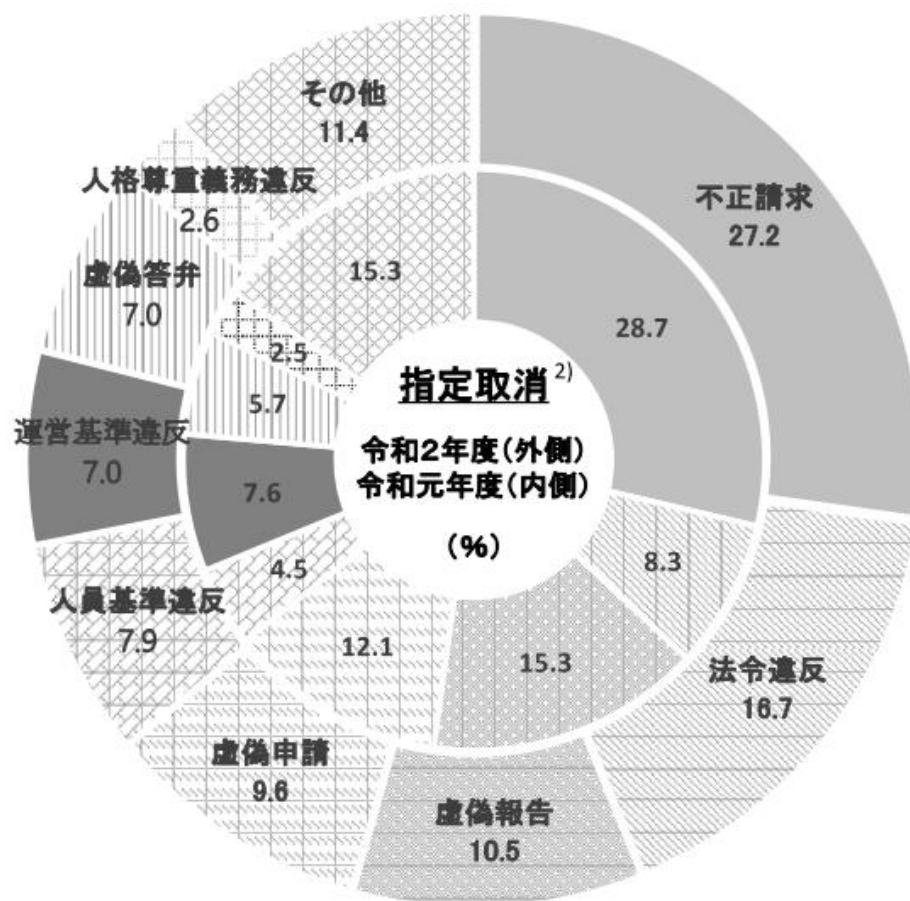
主な指定の効力の停止事由の年次推移

【年度別】（平成26年度～令和2年度）



- 注：1) 各年度の指定の効力の停止件数を100としたときの割合である。
 2) 指定の効力の停止件数は、一部と全部を合算した値である。
 3) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
 4) 平成27年度以降の件数には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。

指定の取消事由・指定の効力の停止事由 【年度別】（令和元年度・令和2年度）



注：1) 指定取消・効力の停止における各年度の処分事由の合計を100としたときの割合である。

2) 指定取消には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。

3) 効力停止は、指定の効力の一部停止と全部停止を合算したものである。

出典：全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（令和4年3月）